

第六次環境基本計画（環境保健部会担当分野）の 点検結果の概要（案）

令和8年8月27日
環境省大臣官房環境保健部



I. はじめに・	p.3
II. 点検項目における取組状況・	p.5
取組状況①：ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築・	p.6
取組状況②：情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保・	p.23
取組状況③：懸念課題への対応・	p.37
取組状況④：製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化・	p.42
取組状況⑤：効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化・	p.49
III. 取組状況を踏まえた今後の主な課題、今後の取組の方向性・	p.59
IV. おわりに・	p.63

I . はじめに

第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）のうち環境保健部会担当分野の点検については、第120回中央環境審議会総合政策部会（令和7年7月14日）で示された基本計画点検の全体方針を踏まえ、以下のとおり進めることとした。

環境保健部会担当分野の点検の進め方

- 環境保健部会担当分野のうち、**第1回点検（令和8年度）**では、**第2部第3章「4. 環境リスクの管理等」の内の「（2）化学物質管理」**の範囲の施策に係る点検を行った。

第1回点検（化学物質管理関係）について

- 「（2）化学物質管理」はGFCの国内実施を目的にGFC戦略的目的の柱建てに沿って構成されている。GFCの国内実施に関するより詳細な内容は、令和7年4月に策定されたGFC国内実施計画に記載がなされていることから、本点検では同計画中に記載された取組を点検項目として位置付け、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理する。
- また、第六次環境基本計画の目的として、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」が記載されており、この実現に向けた化学物質管理施策との関連性について検討を行う。
- 第六次環境基本計画では進捗の点検にあたり、可能な限り定量的な指標を用いるとされ、施策等の性質によって指標の定量化が困難であったり、適切でなかったりする場合には、定性的な評価を基本とするとされており本点検においても評価進捗の確認の参考とすることとした。

Ⅱ．点検項目における取組状況

取組状況①

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための 法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

点検項目案（戦略的目的A関係）

	①ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築
関係府省庁	外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
点検項目（案）	戦略的目的Aでは、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に取り組むことを目標にしており、下記に対する取組を点検項目とする。 A1：法的枠組みの整備・実施・執行 A4：不法貿易と取引の予防 A5：国内禁止物質の輸出の届出・規制・禁止 A6：中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修 A7：有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進
参考とする指標（例）	環境基準達成率、各法律や対象物質、基準値等の見直しの状況 等

	具体的な取組事項
A1	・関連法令等に基づく取組の実施（化審法、化管法、環境基準、大防法、水濁法、土対法、農取法、土染法、水銀汚染防止法、ダイ特法、労安法、毒劇法、建衛法、学保安法、オゾン法、フロン排出抑制法、廃掃法、PCB特措法、消安法、家制法、家表法、食衛法）
A4	・バーゼル法の適切な施行や周知徹底によるバーゼル条約の履行 ・ロッテルダム条約の履行
A5	・バーゼル条約・ロッテルダム条約の履行（再掲） ・関連法令や国内実施計画に基づくストックホルム条約の履行 ・関連法令に基づく水俣条約の履行と水銀汚染防止法に基づく取組の実施
A6	・中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修 ・日本中毒情報センターによる緊急時の対応支援、中毒事故防止のための啓発活動 ・中毒情報、中毒症例、関連文献等の各データベースの構築とその更新・情報提供
A7	農薬取締法において、人の健康や環境に対して安全と認められるもののみを登録し、製造・販売・使用を認める。

A1：法的枠組みの整備・実施・執行（1/8）

A1：法的枠組みの整備・実施・執行

法令間の連携や調整を強化することで、ライフサイクル全体での包括的な管理の確実な実施を進める。

化学物質審査規制法（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- R7年度、255件の新規化学物質に係る届出を事前審査。
- 令和8年6月に「PFHxS 関連物質」を第一種特定化学物質へ指定。令和8年5月に「長鎖ペルフルオロアルカン酸（LC-PFCA）又はその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロルピリホス」及び「中鎖塩素化パラフィン」の第一種特定化学物質への指定等を行う「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布した。
- 化学物質対策小委員会にて、施行状況の点検を行い、今後の化学物質対策の在り方について検討を実施。R7.7に中央環境審議会会長より環境大臣に対し「今後の化学物質対策の在り方について」が答申された。
- R8.6.30に「化審法の施行状況（R7年度）」を公表。

化学物質排出把握管理促進法（経済産業省、環境省）

- 対象物質の見直しを行った化管法施行令がR3.10に公布、R5.4に施行された。
- R6年度の排出量等について、R8.2に公表した。
- SDS省令により、有害性や取扱いに関する情報の提供を義務づけるとともに、化管法ラベルによる表示を行うよう努めている。
- 化学物質のリスクに関する情報の整備のため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成・配布し、「かんたん化学物質ガイド」を改訂した。
- 製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進などの化学物質排出把握管理促進法に基づく自主管理支援を通して関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図った。

A1：法的枠組みの整備・実施・執行（2/8）



A1：法的枠組みの整備・実施・執行

法令間の連携や調整を強化することで、ライフサイクル全体での包括的な管理の確実な実施を進める。

大気汚染防止法（環境省）

- 大気汚染防止法に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策を適切に実施するとともに、光化学オキシダント及びPM2.5の生成の原因となり得るNOx、VOC等の排出対策を進めている。
- 光化学オキシダントの環境基準の見直しを検討し、R7年度に大気汚染物質小委員会で見直しを行い、R7.12.11に答申がなされた。これを受け、R8.1.30に告示改正が行われ、R8.4.1から施行された。また、達成評価の方法等についての詳細を示した通知を告示と同日に発出した。
- 環境基準が設定されている有害大気汚染物質に該当する4物質に係るR6年度の測定結果について、ベンゼンは1地点で環境基準を超過したが、その他の3物質はすべての地点で環境基準を達成している。
(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)
- 大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設について排出基準を定めて規制等を行うとともに、施設単位の排出基準では良好な大気環境の確保が困難な地域においては、工場又は事業場の単位でNOx及びSOxの総量規制を行っている。
- R8.3に、令和7年度大気汚染防止法施行状況調査（令和6年度実績）が取りまとめられた。

水質汚濁防止法（環境省）

- 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）について、R56年度の公共用水域における環境基準達成率が99.1%であった。
- 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、BOD又はCODの環境基準の達成率についてR6年度は88.6%であった。水域別では河川93.98%、湖沼50.8%、海域78.2%であり、湖沼では達成率が低い状況である。
- 閉鎖性海域の海域別のCODの環境基準達成率は、R6年度は、東京湾は63.2%、伊勢湾は56.3%、大阪湾は66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は81.1%であった。全窒素及び全りん環境基準の達成率は、R6年度は湖沼51.8%、海域89.5%であり、湖沼では依然として低い水準で推移している。
- 閉鎖性海域の海域別の全窒素及び全りんの環境基準を達成した水域数は、R6年度は、東京湾は6水域中56水域、伊勢湾は7水域中6水域、大阪湾は3水域中3水域、大阪湾を除く瀬戸内海は57水域中55水域であった。
- 地下水質の概況調査の結果について、調査対象井戸（2721本）の5.6%（153本）において環境基準を超過する項目が見られた。
- R6年度中における法第13条第1項（特定施設の使用若しくは排出水の排出）に基づく改善命令の件数は10件で、一時停止命令の発動件数は0件であった。9

A1：法的枠組みの整備・実施・執行（3/8）

土壤汚染対策法（環境省）

- R4.4に水質に係る環境基準が見直された六価クロム等について、土壤環境基準の見直しに向けて必要な知見の収集等を行っている。
- 都道府県等が把握している調査結果では、R6年度に土壤環境基準又は土壤汚染対策法の土壤溶出量基準若しくは土壤含有量基準を超える汚染が判明した事例は1,194件であり、同法や都道府県等の条例に基づき必要な対策が講じられている。
- R6年度には、有害物質使用特定施設が廃止された土地の調査668件、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認め実施された調査758件、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査0件、自主調査251件、汚染土壤処理施設の廃止又は許可が取り消された際の調査3件の合計1,680件が行われた。同法施行以降の調査件数は、R6年度までに17,149件となった。
- 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を的確に実施するため、調査を実施する機関は環境大臣又は都道府県知事の指定を受ける必要があるが、R8.3末時点で666件がこの指定を受けている。
- 低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促進するための実証試験等を行った。
- 土壤制度小委員会においてH29の法改正以降、改正法の施行5年が経過したことから、改正法の附則に基づく見直しを実施しており、R8.2に、水環境・土壤農薬部会土壤制度小委員会におけるこれまでの検討内容について「今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめについて」として中間的に取りまとめた。

農薬取締法（農林水産省、環境省）

- 個別農薬ごとに環境影響評価を実施し、必要に応じて生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準を設定している。R7年度末時点で約620の農薬を評価し、のべ約840の登録基準を設定した。
- 農薬の環境影響評価の充実のため、評価対象生物種を順次拡大するとともに、既登録の全ての農薬（約600）について、R3年度から最新の科学的知見に基づき再評価を開始している（R7年度においては32成分について再評価を開始）。R3年度～R7年度の累計で、18農薬について生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の見直しを実施した。
- 生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響評価の導入に向けて、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会等での議論を踏まえ、R8.1.26に生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について答申がなされた。
- スtockホルム条約第12回締約国会議において、新たにクロルピリホスを廃絶対象物質とすることが決定されたことを受け、同条約の国内担保措置として、令和8年7月に、農薬取締法関連省令を改正し、クロルピリホスを有効成分とする農薬の販売及び使用を禁止する措置を講じた。

A1：法的枠組みの整備・実施・執行（4/8）

農用地土壌汚染防止法（農林水産省、環境省）

- 同法に定める特定有害物質による農用地の土壌汚染の実態を把握するため、汚染のおそれのある地域を対象に細密調査が実施されており、R6年度は6地域56.5haにおいて調査された。これまでに基準値以上の特定有害物質が検出された、又は検出されるおそれが著しい地域は、R6年度末時点で累計134地域7,572haであり、同法に基づく対策等が講じられている。
- 農用地の土壌汚染対策は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づいて実施されている。基準値以上検出等地域の累計面積（7,572ha）のうち、対策地域の指定がなされた地域の累計面積はR6年度末時点で6,609ha、対策事業等（県単独事業、転用を含む）が完了している地域の面積は7,137haであり、基準値以上検出等地域の面積の94.3%になる。

水銀汚染防止法の施行（経済産業省、環境省）

- 水俣条約第4回及び第5回締約国会議にて決定した水銀使用製品（一般照明用の蛍光灯等）の製造規制を実施するため、R6.12には水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令を改正した。
- R6年度において、水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で52事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は計182,941 kgであった。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策（環境省）

- R6年におけるダイオキシン類の総排出量は、削減目標量（2011年以降の当面の間において達成すべき目標量：176g-TEQ/年）を下回っている。
- R6年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は、H9年から約99%減少した。
- ダイオキシン法では、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に関する規制、汚染状況の調査、土壌汚染に係る措置、国の削減計画の策定等が定められている。基本指針及びダイオキシン法に基づき国の削減計画で定めたダイオキシン類の排出量の削減目標が達成されたことを受け、平成24年に国の削減計画を変更し、新たな目標として、当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続することとした。
- ダイオキシン法に定める排出基準の超過件数は、R6年度は大気基準適用施設で27件、水質基準適用事業場で1件、合計28件（令和5年度45件）であった。R6年度において、同法に基づく命令が発令された件数は、大気関係6件、水質関係0件で、法に基づく命令以外の指導が行われた件数は、大気関係520件、水質関係24件であった。
- R3年度末に「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル等」を改訂し、公表した。

労働安全衛生法（厚生労働省）

- 化学物質の多様化や国際的な潮流に従い、国が特定の化学物質ごとに規制する方法から、危険・有害な物質について事業者等が自律的に管理する規制へ見直すため、R4.2及びR4.5に労働安全衛生関係法令の改正を行い、R6.4に全面施行された。
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律がR7.5.14に公布された。

毒物及び劇物取締法（厚生労働省）

- R8.3末までに、毒劇法に基づき133項目を毒物に指定し、433項目を劇物に指定している。
- 毒物又は劇物の盗難・紛失・漏洩等の事故事例は年度ごとに取りまとめて、ウェブサイト公表している。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（厚生労働省）

- 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に供される建築物で相当の規模を有するもの（特定建築物）については、特定建築物の維持管理について権原を有する者（特定建築物維持管理権原者）に対して建築物環境衛生管理基準に従って維持管理するよう義務づけるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。

学校保健安全法（文部科学省）

- 厚生労働省において、室内空气中化学物質の室内濃度指針値の改定及び標準的測定方法の見直しが行われたことを踏まえ、学校環境衛生基準におけるエチルベンゼンの基準等が改正され、令和8年4月から施行された。

A1：法的枠組みの整備・実施・執行（6/8）

オゾン層保護法（経済産業省、環境省）

- モントリオール議定書に定められた規制対象物質の製造規制等の実施により、同議定書の規制スケジュールに基づき生産量及び消費量の段階的削減を行っており、HCFCについてはR1年末に生産・消費が全廃された。
- 開発途上国においては、JCMを利用した代替フロン回収・破壊スキームの導入補助事業やモントリオール議定書の円滑な実施等を支援するために同議定書の下に設けられた多数国間基金等を使用した二国間協力事業等を実施した。
- R1.12のCOP25を機に、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を国際的に展開していくための枠組みである、フルオロカーボン・イニシアティブを、我が国のリーダーシップにより設立した。
- オゾン層保護法第22条第2項の規定に基づき、毎年度、オゾン層の状況、特定物質等（オゾン層保護法に基づき生産などが規制されているフロンなど）の大気中濃度、太陽紫外線の状況の監視結果を取りまとめて公表している。令和6年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について、R8.2に公表した。

フロン排出抑制法（経済産業省、環境省）

- R8.2にR6年度分の数量報告制度に基づく報告結果を公表した。機器廃棄時の冷媒回収実施台数は約132万台で、回収量は約3,894トン（3冷媒合計）となっており、回収実施台数・回収量はいずれも、近年増加傾向となっている。
- 近年の破壊量は減少傾向である一方、再生量は増加傾向となっている。CFCs・HCFCs（特定フロン）の再生量は、再生量全体の約3割を占めている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）

- 事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要がある、特別管理廃棄物の処理に当たっては、特別管理廃棄物の種類に応じた特別な処理基準を設けることなどにより、適正な処理を確保している。
- 安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る必要がある、石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る事業者からの相談等に対応した。
- 埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施した。

A1：法的枠組みの整備・実施・執行（7/8）

PCB廃棄物特別措置法（環境省）

- R8.3末時点で、JESCOに登録されているすべての高濃度PCB廃棄物の処理を完了した。低濃度PCB廃棄物は、民間事業者（環境大臣認定の無害化認定業者又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者（令和8年3月末時点でそれぞれ31事業者及び2事業者））によって処理が進められている。
- PCB廃棄物特別措置法に定めるPCB廃棄物の処理期限を迎えた後の処理について、令和8年6月12日にPCB廃棄物特別措置法の改正法が成立した。

消費者安全法（消費者庁）

- 消費者安全法の規定に基づきR7年度に消費者庁（内閣総理大臣）に通知された消費者事故等は1万4,598件で、6年度の1万4,461件から0.9%増加した。内訳は、同法第12条第1項等の規定に基づいて通知された重大事故等が2,036件（6年1,849件、前年度比10.1%増）、同条第2項等の規定に基づいて通知された消費者事故等が1万2,562件（6年度1万2,612件、前年度比0.4%減）であった

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚生労働省）

- 家庭用品に含有される有害物質による健康被害を防止するため、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、家庭用の洗剤、家庭用エアゾール製品等について規制基準を定めており、R8.3末までに、21物質群を指定している。

家庭用品品質表示法（消費者庁）

- R6年度には、関係省庁、地方自治体等が主催する講習会等に3件の講師派遣を行った。
- R6年度に違反被疑事案として消費者庁が調査した件数（延べ事業者数）は95件であった（成分や使用上の注意等の表示に関係しないものを含む）。なお、違反被疑事案処理件数は69件であった。このうち、家表法第3条第1項に規定する表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、51事業者に対し指導を行った。

食品衛生法（消費者庁）

- 令和2年6月1日に導入された器具・容器包装ポジティブリスト制度は、令和7年5月31日に経過措置が満了し、円滑に運用されているところである。経過措置期間満了にあわせて、器具・容器包装に係る規格基準を改正し、合成樹脂製器具・容器包装の材質別規格として総溶出物規格を設けた。これにより、ポジティブリスト制度の対象外である意図せず混入する化学物質等に関しても、これまで以上に適切に管理していくこととした。
- 令和7年4月28日には、器具・容器包装に第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質をいう。）を原材料として用いてはならないこととする規制を開始した。

A4：不法貿易と取引の予防

A4：不法貿易と取引の予防

化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引の効果的な防止について、以下の国際協定に基づき取組を進めている。

バーゼル法の適切な施行や周知徹底によるバーゼル条約の履行（経済産業省、環境省）

- R4.6に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）においては、同条約の附属書を改訂し、非有害な電気・電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすることなどが決定され、R7.1.1より改正附属書が発効されている。
- R6.10に電気・電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、改正附属書の着実な実施を行っている。
- 加えてCOP15では我が国がリード国を務めた有害廃棄物の陸上焼却に関するガイドライン、水俣条約において考慮することとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが採択に至った。
- R5.5に開催されたCOP16においては、我が国や英国、中国とともにリード国を務めたプラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドラインや、POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン等が採択に至った。
- 国際的な連携強化を図るため、我が国主催の有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップをR7.12にインドネシアにて開催し、アジア太平洋地域の12の国と地域及び関係国際機関が参加した。
- COP17がR7.4～5に開催され、戦略枠組の改善に関する検討やPIC手続の改善に係る検討等が議論された。

ロッテルダム条約の履行（外務省、経済産業省、環境省）

- ロッテルダム条約第12回締約国会議がR7.5.4～9に実施され、附属書Ⅲへの対象物質（カルボスルファン、フェンチオン）の追加について議論され、当該物質について条約対象物質への追加が決定された。

A5：国内禁止物質の輸出の届出・規制・禁止

A5：国内禁止物質の輸出の届出・規制・禁止

化学物質・廃棄物管理に関する主な国際条約のうち、A4に掲げたバーゼル条約及びロッテルダム条約以外の条約に係る我が国の取組は、以下のとおりである。

関連法令や国内実施計画に基づくストックホルム条約の履行（外務省、農林水産省、経済産業省、環境省）

- R7.4の第12回締約国会議において、対象物質としてクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質を追加した改正条約が発効された。
- 関係省庁連絡会議で国内実施計画及び点検結果を取りまとめ、所要の手続きを経てR7.3.3に改定国内実施計画及び点検結果を決定し、公表した。改定国内実施計画については、残留性有機汚染物質に関する以下の諸施策に関して、R2.11の国内実施計画改定時以降の状況及び新規追加物質に関する取組についての記載を加えている。
- 過去に製造・輸入されたPFOS等を含有する泡消火薬剤については、関係省庁・関係団体と協力して、代替と処分に向けた取組を進めるとともに、4年ごとにPFOS等を含有する泡消火薬剤の全国の在庫量を調査しており、R6年度の調査結果によると、前回調査と比べ、PFOSを含有する泡消火薬剤は約45%減少、泡消火薬剤中のPFOS含有量は約36%減少した。

関連法令に基づく水俣条約の履行と水銀汚染防止法に基づく取組の実施（経済産業省、環境省）

- R7.11.3～7まで、水銀に関する水俣条約第6回締約国会議が開催され、日本からは外務省、経済産業省、環境省の担当者が現地で交渉に臨んだ。歯科用アマルガムの製造・輸出入について、2034年をその廃止の期限とすることが決定された。
- 我が国は同会議にて、水銀廃棄物に関する決定案を提案し、その最終化に向けた議論を主導する等各議題の進展に積極的に貢献するとともに、熊本県立水俣高校と共催でサイドイベントを開催し、日本の知見・経験を発信した。
- 水銀汚染防止法第3条に基づき、H29.10.16に策定・公表した「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」について、本計画の序文に基づき、R3に実施した点検に続き、第2回目となる実施状況の点検作業を行い、R7.12.19に公表した。

A6：中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修、 A7：有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進

A6：中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修

公益財団法人 日本中毒情報センターが、日本における中毒センターとして役割を担っている。

中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修（厚生労働省）

- R6.1.1～12.31に受信した人の急性毒性に関するデータ（一般専用電話、医療機関専用電話、賛助会員専用電話）は22,475件であった。
- 中毒症例を独自に収集しデータベース化しており、医療機関からの電話相談の追跡調査のほか、その他の医療機関受診例の登録も受けている。中毒症例について、令和5年新規登録件数は1,415件（総件数：59,063件）となっている。
- 中毒関連の文献を収集しデータベース化しており、令和5年新規登録件数は3,791件（総件数：58,596件）となっている。収集した書誌情報は、一部を「中毒関連文献検索データベース」として会員向けにウェブサイトで公開している。

A7：有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進

農薬については、「農薬取締法」において、人の健康や環境に対して安全と認められるもののみを登録し、製造・販売・使用を認めており、引き続き農薬の安全確保に努めていく。

農薬取締法（農林水産省、環境省） ※A1再掲

- 個別農薬ごとに環境影響評価を実施し、必要に応じて生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準を設定している。R7年度末時点で約620の農薬を評価し、のべ約840の登録基準を設定した。
- 農薬の環境影響評価の充実のため、評価対象生物種を順次拡大するとともに、既登録の全ての農薬（約600）について、R3年度から最新の科学的知見に基づき再評価を開始している（R7年度においては32成分について再評価を開始）。R3年度～R7年度の累計で、18農薬について生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の見直しを実施した。
- 生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響評価の導入に向けて、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会等での議論を踏まえ、R8.1.26に生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について答申がなされた。
- スtockホルム条約第12回締約国会議において、新たにクロルピリホスを廃絶対象物質とすることが決定されたことを受け、同条約の国内担保措置として、令和8年7月に、農薬取締法関連省令を改正し、クロルピリホスを有効成分とする農薬の販売及び使用を禁止する措置を講じた。

取組状況①

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に係る指標（1/4）

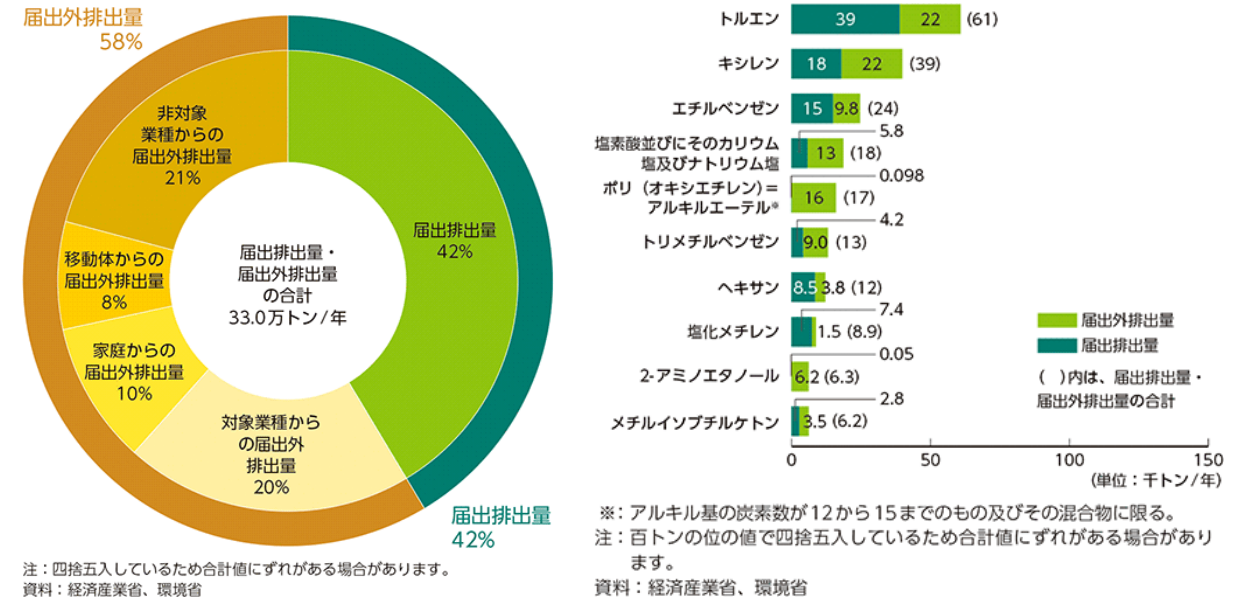
環境基準達成率、各法律や対象物質、基準値等の見直しの状況

化学物質審査規制法に係る状況

- 令和6年9月に「PFOAの異性体又はその塩」を、令和7年1月に「PFOA関連物質」を、同年2月に「メトキシクロル」、「デクロランブラス」及び「UV-328」を、令和8年6月に「PFHxS関連物質」を化学物質審査規制法における第一種特定化学物質に指定した。
- 令和8年5月に「LC-PFCAとその塩」、「LC-PFCA関連物質」、「クロルピリホス」、「MCCP」を第一種特定化学物質に指定するの改正政令を公布した。
- 平成29年の化学物質審査規制法改正時の附則において施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていることを受けて、令和6年9月に中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会を設置し、施行状況の点検を行い、令和7年7月22日に、中央環境審議会会長より環境大臣へ答申（「今後の化学物質対策の在り方について（答申）」）がなされた。
- 令和8年4月時点で、優先評価化学物質221物質が指定されている。

化学物質排出把握管理促進法に係る施行状況

- 「化学物質排出把握管理促進法」の対象物質の見直しを行った化学物質排出把握管理促進法施行令が令和3年10月に公布、令和5年4月に施行された。
- 化学物質排出移動量届出（PRTR）制度については、改正施行令により見直された対象物質について、事業者が把握した令和6年度の排出量等が都道府県経由で国へ届出された。届出された個別事業所のデータ、その集計結果及び国が行った届出対象外の排出源（届出対象外の事業者、家庭、自動車等）からの排出量の推計結果を、令和8年2月に公表した。これは令和3年度改正（462物質から515物質に変更）がなされて2回目となる集計結果であった。



取組状況①

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に係る指標（2/4）

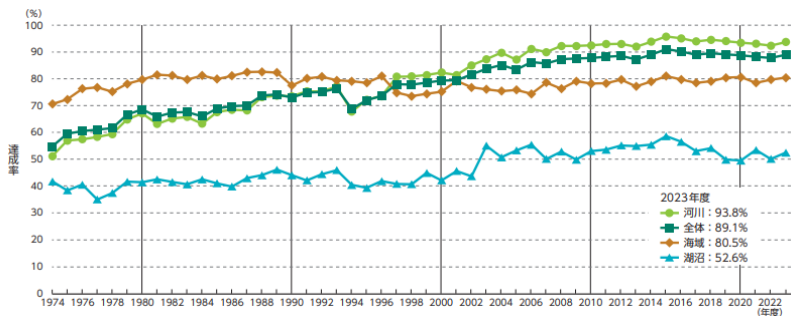
環境基準達成率、各法律や対象物質、基準値等の見直しの状況

大気に係る環境基準達成状況

- 環境基準が設定されている4物質に係る測定結果（令和6年度）は、ベンゼンは1地点で環境基準を超過したが、その他の3物質は全ての地点で環境基準を達成している。
- 指針値（環境中の健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が設定されている物質のうち、ヒ素及びその化合物は4地点、1,2-ジクロロエタンは3地点、塩化ビニルモノマーは1地点、マンガン及びその化合物は3地点で指針値を超過しており、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化メチル、クロロホルム、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエンは全ての地点で指針値を達成している。
- 光化学オキシダントの環境基準の見直しを検討し、R7年度に大気汚染物質小委員会で見直しを行い、R7.12.11に答申がなされた。これを受け、改正告示をR8.1.30に公布し、同日達成評価の方法等について詳細を示した通知を発出した。

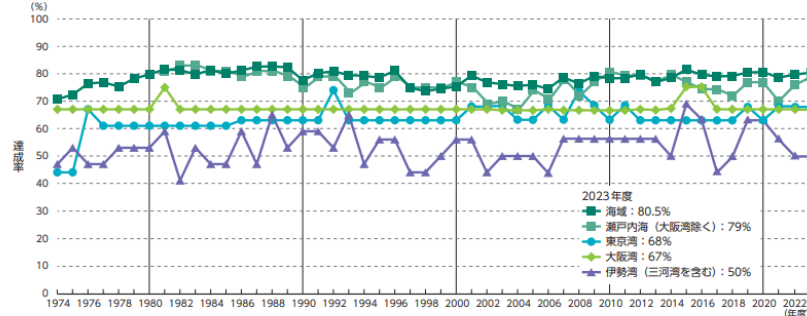
水質に係る環境基準達成状況

- 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、令和6年度の公共用水域における環境基準達成率が99.1%（令和4年度99%）であった。
- 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又はCODの環境基準の達成率は、令和6年度は88.6%（令和4年度89.1%）であった。水域別では、河川93.98%（同93.8%）、湖沼50.8%（同52.6%）、海域78.2%（同80.5%）であり、湖沼では依然として達成率が低い状況である（図6）。
- 閉鎖性海域の海域別のCODの環境基準達成率は、令和6年度は、東京湾は63.2%、伊勢湾は37.5%、大阪湾は66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は88.1%であった（図7）。全窒素及び全りん環境基準の達成率は、令和5年度は湖沼51.6%（同50.8%）、海域89.5%（同88.2%）であり、湖沼では依然として低い水準で推移している。閉鎖性海域の海域別の全窒素及び全りん環境基準を達成した水域数は、令和5年度は、東京湾は6水域中6水域、伊勢湾は7水域中6水域、大阪湾は3水域中3水域、大阪湾を除く瀬戸内海は57水域中55水域であった。令和6年の赤潮の発生状況は、東京湾43件、伊勢湾17件、瀬戸内海78件、有明海41件であった。また、これらの海域では貧酸素水塊や青潮の発生も見られた。



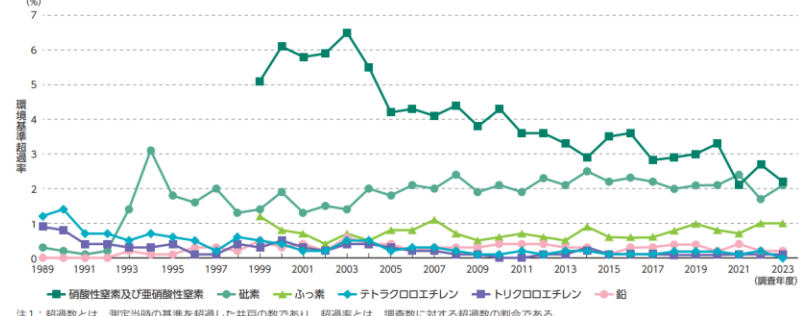
資料：環境省「令和5年度公共用水域水質測定結果」

公共用水域の環境基準（BOD又はCOD）達成率の推移



資料：環境省「令和5年度公共用水域水質測定結果」

広域的な閉鎖性海域の環境基準（COD）達成率の推移



注1：超過率は、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率は、調査数に対する超過数の割合である。

注2：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、氨素は、1999年に環境基準に追加された。

注3：このグラフは環境基準超過本数が比較的多かった項目のみを対象としている。

資料：環境省「令和5年度地下水水質測定結果」

地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率（概況調査）の推移

取組状況①

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に係る指標（3/4）

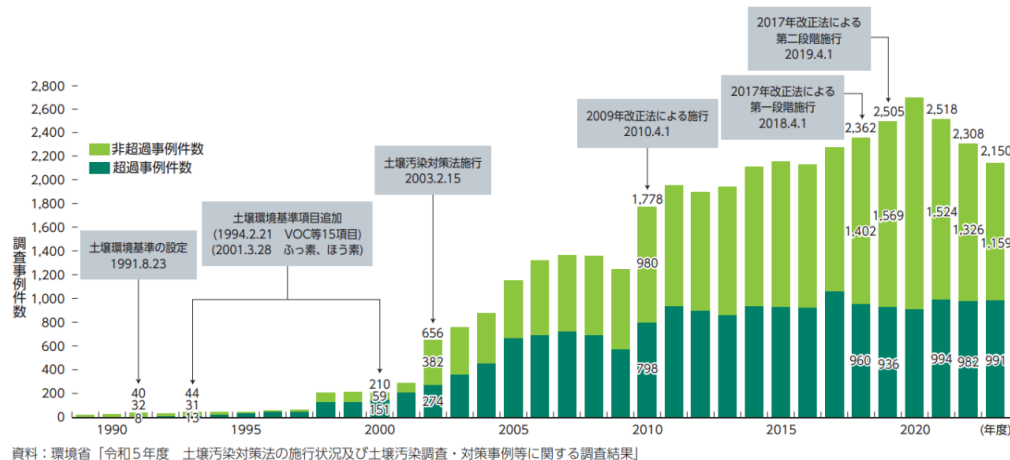
環境基準達成率、各法律や対象物質、基準値等の見直しの状況

土壌に係る環境基準達成状況

- 土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときに土壌汚染状況調査が行われている。
- 都道府県等が把握している調査結果では、令和6年度に土壌環境基準又は土壌汚染対策法の土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準を超える汚染が判明した事例は1,194件であり、同法や都道府県等の条例に基づき必要な対策が講じられている。なお、事例を有害物質の項目別で見ると、ふっ素、鉛、ひ素等による汚染が多く見られる。
- 土壌制度小委員会においてH29の法改正以降、改正法の施行5年が経過したことから、改正法の附則に基づく見直しを実施しており、R8.2に、水環境・土壌農薬部会土壌制度小委員会におけるこれまでの検討内容について「今後の土壌汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめについて」として中間的に取りまとめた。

ダイオキシン類対策特別措置法における削減目標量の達成状況

- 平成11年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び平成11年に成立したダイオキシン法の二つの枠組みにより、ダイオキシン類対策が進められた。令和6年におけるダイオキシン類の排出総量は、削減目標量（平成23年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っている。
- 令和6年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は、平成9年から約99%減少した。
- R3年度末に「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル等」を改訂し、公表した。



年度別の土壌汚染判明事例件数

取組状況①

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に係る指標（4/4）

環境基準達成率、各法律や対象物質、基準値等の見直しの状況

水銀汚染防止法に係る施行状況

- 水俣条約第4回及び第5回締約国会議にて決定した水銀使用製品（一般照明用の蛍光灯等）の製造規制を実施するため、R6.12には水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令を改正した。

特定水銀使用製品に追加し、その製造を禁止するもの

品目	規制開始
1 ボタン形亜鉛酸化銀電池及びボタン形空気亜鉛電池	令和8年1月
2 一般照明用のコンパクト形蛍光灯（CFL.ni）	令和9年1月
3 一般照明用の電球形蛍光灯（CFL.i）	令和8年1月又は令和9年1月
4 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯（CCFL）及び外部電極蛍光灯（EEFL）	令和8年1月
5 電気式の圧力計（溶融圧カトランスデューサ、溶融圧カトランスミッターと溶融圧カセンサ）※1	令和8年1月
6 一般照明用の直管形蛍光灯（LFLs）	令和9年1月又は令和10年1月
7 2、3、6以外の一般照明用の蛍光灯（環形蛍光灯等）（NFLs）	令和9年1月又は令和10年1月

※1 水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精度の測定に使用されるものを除く。

バーゼル条約に係る施行状況

- R4.6に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）においては、同条約の附属書を改訂し、非有害な電気・電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすることなどが決定され、R7.1.1より改正附属書が発効されている。
- R6.10に電気・電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、改正附属書の着実な実施を行っている。

ロッテルダム条約に係る施行状況

- ロッテルダム条約第12回締約国会議がR7.5.4～9に実施され、附属書Ⅲへの対象物質（カルボスルファン、フェンチオン）の追加について議論され、当該物質について条約対象物質への追加が決定された。

労働安全衛生法に係る施行状況

- 化学物質の多様化や国際的な潮流に従い、国が特定の化学物質ごとに規制する方法から、危険・有害な物質について事業者等が自律的に管理する規制へ見直すため、R4.2及びR4.5に労働安全衛生関係法令の改正を行い、R6.4に全面施行された。

ストックホルム条約に係る施行状況

- R7.4の第12回締約国会議において、対象物質としてクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質を追加した改正条約が発効された。
- 関係省庁連絡会議で国内実施計画及び点検結果を取りまとめ、所要の手続きを経てR7.3.3に改定国内実施計画及び点検結果を決定し、公表した。改定国内実施計画については、残留性有機汚染物質に関する以下の諸施策に関して、R2.11の国内実施計画改定時以降の状況及び新規追加物質に関する取組についての記載を加えている。

取組状況②

情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報
が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保

点検項目案（戦略的目的B関係）

	②情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保	
関係府省庁	経済産業省、厚生労働省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）	
点検項目（案）	戦略的目的Bでは、情報に基づいた意思決定と行動を可能にするため、化学物質に関する包括的で十分なデータ・情報が作成され、利用可能な形でアクセスできることを目的としており下記に対する取組を点検項目とする。 B1：データ・情報の生成、利用、アクセス B3：環境放出・生産データの生成と公開 B5：教育・研修・市民啓発 B7：モニタリング・監視データ生成・提供 B2：材料や製品中の化学物質情報の利用可能化 B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用 B6：GHSの実施	
参考とする指標（例）	ウェブサイトやセミナー等による情報発信や更新の状況、モニタリングの実施状況 等	

	具体的な取組事項
B1	化学物質の特性等に関するデータベースの構築/運用/更新、バリューチェーンを通じた化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を提供
B2	- 資源循環と化学物質管理の両立での情報伝達の推進、製品環境情報伝達基盤の検討 - サステナビリティ情報に化学物質情報を追加、廃棄物処理法に基づく廃棄物の情報伝達
B3	- PRTR制度に基づく第1種指定化学物質に関する排出・移動量等のデータの収集・推計・公表 - 排出・移動量等のデータを活用したリスク評価結果の情報提供や災害被害防止準備
B4	- OECDテストガイドラインと整合した試験法の見直し、環境リスク初期評価の実施、QSAR等の新たな評価手法の開発・活用に向けた検討 - 化学物質の複合影響評価に関する知見の収集及び試行的評価の実施
B5	環境省：化学物質アドバイザー制度、厚労省：化学物質管理者の養成、経産省：若手研究者の調査研究支援等、NITE：オンライン講座の開催 等
B6	GHS改訂に合わせたJISの改正、参考としてのGHS分類の実施、GHS総合情報提供サイト等
B7	- 生物相・環境媒体における化学物質濃度・潜在的ばく露源データ・情報の作成 - 化学物質環境実態調査、生体試料におけるモニタリング調査、エコチル調査等の実施と調査成果の情報発信等のコホート調査に関する国際協力 - 研究機関等における環境研究の推進と調査データの体系的な整理・管理 等

B1：データ・情報の生成、利用、アクセス

B1：データ・情報の生成、利用、アクセス

化学物質管理を推進するため、包括的なデータや情報、有害性・リスク評価結果、GHS分類結果等が収載されたデータベースをインターネット上に公開し、誰でも利用可能でアクセス可能なシステムを構築し運用している。

NITE-CHIRIP (NITE)

- 利用者等の要望や法規制の改正等を踏まえ、令和7年度は2件（「麻薬及び向精神薬取締法」及び「REACH制限物質」）の新規情報源を追加した。
- 特に令和7年度は、海外機関との連携を通じたNITE-CHIRIPのデータ拡充を実施（韓国、台湾、欧州と協力）した。
- 令和7年度は合計6回の更新、R6年度は合計7回の更新作業を実施した。

J-CHECK（経済産業省、環境省）

- これまでJ-CHECKには国の既存化学物質安全性点検により得られた化学物質の試験結果について、要旨やフルレポートの一部等試験結果の概要を掲載してきたが、フルレポートを入手したいという利用者の要望が多いことから、R5年度から生態影響試験のフルレポート化を開始。さらに、令和7年度は分解度試験及び濃縮度試験についてのフルレポート化も開始。
- 生態影響試験のフルレポートは、試験件数ベースで、令和7年度は496件、累計1,451件について掲載している。
- 分解度試験及び濃縮度試験についてのフルレポートは、試験件数ベースで、令和7年度は8件について掲載している。
- 令和7年度は合計7回の更新作業を実施した。

B2：材料や製品中の化学物質情報の利用可能化

B2：材料や製品中の化学物質情報の利用可能化

資源循環と化学物質管理の両立による適切な情報伝達の更なる推進を図る。

第5次循環型社会形成推進基本計画（環境省）

- 第5次循環型社会形成推進基本計画に基づき、リサイクル原料への有害物質の混入について、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、上流側の製造段階での化学物質対策などと連携し、ライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策について検討を進めている。

ウラノス・エコシステムの枠組みによる製品含有化学物質・資源循環情報の伝達基盤整備（経済産業省）

- 経済産業省では、（独）情報処理推進機構（IPA）や業界団体等とともに、企業や業界、国境をまたいだ信頼性のあるデータの共有・連携の実現を目指す取組として、「ウラノス・エコシステム（Ouranos Ecosystem）」を推進している。
- この枠組みの下でのユースケースとして、官民協調により、製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム（CMP：Chemical and Circular Management Platform）の構築を進めている。CMPは、材料から部品、最終製品に至るサプライチェーン全体を通じて、製品中に含有される化学物質情報や資源循環に関する情報を伝達する共通基盤として開発されており、現在、実装に向けた取組が進められている。
- また、資源循環の促進に向け、廃棄物処理や再生材製造事業者等も含め、製品含有化学物質情報や再生材情報を伝達する基盤として、リサイクルマネジメント情報プラットフォーム（RMP：Recycle Management Platform）の構築に向けた検討も進められている。
- 経済産業省の「令和7年度第1回化学物質審議会、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 第3回化学物質政策小委員会」の合同会議においては、CMPコンソーシアム（R7.10にアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）を改組）から、CMPの開発状況及びRMP構想について紹介があり、意見交換が行われた。

廃棄物データシートの活用（環境省）

- 化学物質審査規制法の見直しにおいて、R7.7.22に「今後の化学物質対策の在り方について」が答申された。答申において検討課題として、プラスチック再生材の利用に関する社会的要請が高い一方、規制対象の化学物質を含有すること等により循環経済への対応が進まないおそれがあることや、リスクベースの化学物質管理をライフサイクルで行うためには、化学物質の有害性や製品中の含有に関する情報を着実に製造者から使用者に伝達することが重要であり、サプライチェーンを通じた化学物質の適正なリスク管理は、GX（グリーン・トランスフォーメーション）や資源循環にも必要不可欠であることが指摘された。
- WDSガイドラインにおいてはR7.12に第3版に改定され、施行規則改正の内容の追加や、伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションが重要であることが強調された。

B3：環境放出・生産データの生成と公開

B3：環境放出・生産データの生成と公開

化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。

PRTRデータの活用（経済産業省、環境省）

- R6年度のPRTRデータの概要において、R6年度排出量等の届出を行った事業所総数（全国）は、32,208事業所で、届出方法別に見た届出状況としては、電子情報処理組織（オンライン）による届出は29,056事業所（90%）であった。
- 全国の事業者からの届出のあった総排出量・移動量は408千トンであり、その内訳は総排出量137千トン、総移動量271千トンであった。これらの情報は、ウェブサイト（PRTRインフォメーション広場）で公表している。
- ウェブサイト（PRTRインフォメーション広場）では、地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引きや、災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集が掲載されており、災害対応に関する情報提供を行っている。

B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用（1/2）



B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用

化学物質の評価に際して信頼性を確保した試験成績を活用するため、試験施設がGLP基準に適合していることを確認することで、試験成績の信頼性を確保するとともに、試験施設の国際的調査を推進していく。また、環境リスク初期評価等を通じて、詳細評価や適切な管理施策の運用を促す等、環境リスクの低減に資する取組を今後も進めていく。

化学物質GLP（動植物毒性試験）基準への適合確認（環境省）

- R8.1時点では、化学物質GLP（動植物毒性試験）適合確認試験施設は5箇所となっている。
- GLP基準に基づく試資料の保管期限等について、R6.12.27に「化審法の通知後10年間」から「試験終了日から10年間」に変更された。

環境リスク初期評価（環境省）

- R6年度に環境リスク初期評価の第23次取りまとめを行い、6物質について健康リスク及び生態リスク初期評価を、1物質について健康リスク初期評価を、5物質について生態リスク初期評価を実施した。また、R7年度には環境リスク初期評価の第24次取りまとめを行い、6物質について健康リスク及び生態リスク初期評価を、1物質について健康リスク初期評価を、3物質について生態リスク初期評価を実施している。
- 第24次取りまとめによって、再評価を含まない実物質数でこれまでに健康リスク初期評価を334物質、生態リスク初期評価を430物質について取りまとめた。

B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用（2/2）



定量的構造活性相関（QSAR）の活用（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 厚生労働省では、厚生労働科学研究費等により、化学物質の人健康影響評価におけるQSAR及びカテゴリーアプローチの実用化に向けた研究等を進めている。
- 経済産業省では、分解性又は蓄積性の試験済みの物質から、未試験の物質の分解性又は蓄積性を評価する類推等の手法の適用拡大に取り組んでいる。また、AI技術を用いて毒性を推計するAI-SHIPSがR3年度に開発されている。
- 資料編纂委員会においてR5年度からR7年度にかけてAI-SHIPSの科学的、社会的及び行政的な受け入れに関する議論が行われた。
- また、経済産業省ではAI技術を用いて分解性を予測するQSARモデル（AI-QSAR）がR4年度に開発されており、R5年度以降、NITEにおいて、AI-QSARの社会実装に向けた検討が行われている。環境省では生態毒性予測システムKATEの研究・開発を行い、ウェブサイト公開している。R7.4にはKATE2025 version1.0を公表した。
R8.3にはVersion2.0への更新を行い、ユーザインタフェースの改良、トレーニングセットデータの精査と追加、及びQSAR モデルの更新等が実施された。
- 化審法3省合同審議会※でとりまとめた「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」（令和7年7月22日公表）の中で、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、「QSAR等の新たな評価手法（NAMs：New Approach Methodologies）の活用」が挙げられており、NAMsの概念（NAMsの特徴整理）やNAMsのリスク評価への活用可能性等についても検討してはどうか」とされた。これを受け、R7年度に化審法3省合同審議会の委員等からなる3省合同の有識者検討会を開催し、化審法におけるNAMsの考え方についてご議論いただき「化審法における新しい評価手法（NAMs）の言語化（案）」をとりまとめた。
※厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ 中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会
- 経済産業省では、リスク評価の効率化・高度化のため、化審法で主に採用されている試験法に加え、分解性に関する多様な情報（生分解性試験データ、類似物質に関する知見、QSARによる予測結果等）を用いたWoEによる総合的な分解性評価の導入を行い、R7年度までに化学物質審査規制法の優先評価化学物質4物質について、WoEを用いた分解性評価を実施した。

複合影響評価の検討（環境省）

- 複数化学物質の影響評価については、環境リスク評価を進める上で参照するためのガイダンスの検討を進めた。

B5：教育・研修・市民啓発（1/2）



B5：教育・研修・市民啓発

化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品及び化学物質と廃棄物のリスクを削減するベネフィットに関する教育、研修、市民啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら、開発され、実施されることを目指す。

化学物質アドバイザー（環境省）

- 地域ごとの対策の検討や実践を支援することを目的として、R7年度にはPRTR制度についての講演会講師等として延べ22件の派遣を行った。これまでに化学物質アドバイザーを派遣した回数は650回となった。
- こども・若者意見反映推進事業（通称「こども若者★いけんぷらす」）と連携してよりよい広報活動に取り組むための検討を行った。

労働安全衛生法（厚生労働省）

- R4年に労働安全衛生法の関係政省令が改正され、職場における化学物質管理において、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加した等の変更があったため、R5.3.1に新たな化学物質規制を踏まえた簡易なリスクアセスメント促進セミナーを開催した。

化学物質管理強調月間（厚生労働省）

- 化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、R7.2から毎年2月に化学物質管理強調月間を実施している。
- R8.1.29(大阪)、R8.2.20(東京)にR7年度リスクコミュニケーション「化学物質の自律的管理を学ぼうセミナー～外食・宿泊産業等第三次産業で扱う化学物質及び事故防止を考える～」(セミナー・ワークショップ)を開催した。

化学物質管理セミナー（経済産業省）

- 経済産業省においては化学物質管理セミナーを実施しており、化学物質管理セミナー2025では化管法、化審法をはじめとした、化学物質管理に関する法令の動向や実務について紹介した。

NITE講座（NITE）

- NITE 講座では、化学物質管理とは何かから、化学物質管理にまつわる関連法規制の概要、そして、化審法における届出、化管法における排出量報告など実務に直結する内容についての紹介を行った

NITEケミマガ（NITE）

- 国内外の化学物質管理に関する動向や法規制改正等の動向に関する関係機関のウェブサイト（令和7年度末時点では調査先URL数は166にのぼる）の新着情報を毎週とりまとめ、メールマガジンによる配信サービスにより、これらの情報をタイムリーに発信している。
- NITEケミマガについては平成22年7月の第1号発行以来、配信を継続し、令和7年度末時点では、およそ1万5千の購読登録者を獲得している。

化学物質情報検索支援システム（ケミココ）（環境省）

- 化学物質の名前等をもとに信頼できるデータベースに直接リンクできるシステムであり、現在約5,100物質の情報を掲載している。

化学物質ファクトシート（環境省）

- R5.3に、R3.10に公布された化学物質排出把握管理促進法施行令の政令改正により見直されたPRTR対象物質に対応し、追加で196物質の情報を掲載した。
- R5.8には2012（H24）版からの継続物質に管理番号を掲載した。R6.5には、2012（H24）版で未作成だった継続物質に係る情報を追加し、全515物質を掲載した。そして、R7.3には2012（H24）版の継続物質のうち55物質について情報を更新し、さらにR8.3に追加で55物質の情報を更新した。

PRTRデータ（経済産業省、環境省、NITE）

- R8.2.27に、R6年度PRTRデータを公表しており、これはR3年度改正（462物質から515物質に変更）がなされて2回目となる集計結果であった。
- 毎年「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成しており、R5年度集計結果の解説を追加したガイドブックを、R7.9.4に発行している。
- NITEではPRTR制度により得られる排出・移動量等のデータに基づいたリスク評価結果を事業者の情報共有して意見交換を行い、事業者の届出排出量の精緻化・削減を支援している。

B6 : GHSの実施

自国の状況に適した形で、関連部門において、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する。

GHS（厚生労働省、経済産業省、環境省、NITE）

- 国連GHS小委員会において科学的な知見に基づく国連GHS文書の改訂を進めており、R7.9.12に改訂11版が公開されている。
- 政府によるGHS分類の分類結果については、NITEのウェブサイト「GHS総合情報提供サイト」を設置・公開しており、R6年度分類実施分（186物質）（日・英）をR7.7に公表した（英語は分類根拠文を除く。）ほか、全ての危険有害性項目の分類根拠文をNITEにおいて英訳した。また、R5年度分類実施分（160物質）の分類根拠文の英訳（主にR6年度に作成）をR8.2に公表した。
- NITE-Gmiccsについては、R6年度に、NITE-Gmiccsの使い方に関してNITE講座や経済産業省主催の化学物質管理セミナーで講演する等広報に努めるとともに、改正JIS（R7.12発行）に対応するための改修を実施し、R8.4より運用開始している。
- R7.12～R8.1 に「化学品のGHS分類とラベル・SDSによる情報伝達の概説（初学者向け）」、「GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム（NITE-Gmiccs）」の操作方法」という内容でNITE講座（オンデマンド配信）を開催した。
- R7.8.22にも「GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム（NITE-Gmiccs）」の操作実習についてNITE講座を開催した。
- リスクアセスメント対象物質取扱事業場のうち、すべての製品の容器・包装にラベルを表示している事業所の割合は66.8%、同事業場に該当しないが、危険有害性がある化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にラベルを表示している事業所の割合は67.8%となっている。また、GHSに関する規格JIS Z 7253（情報伝達JIS）のR7.12.25の改正（国連GHS文書改訂9版を採用）を受け、日本規格協会より、アップデートされたガイドラインであるR8.2月版 GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針が発行されている。
- 第1回化学物質管理強調月間の連携事業として、環境省は化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。その中で、地方公共団体等の事業者向けセミナーにおける近年の活用事例として、「化学物質管理、SDSの読み方、災害・事故等に備えた化学物質の管理」など、GHS分類に関連する事例を紹介し、利用促進を図った。

B7：モニタリング・監視データ生成・提供（1/2）

B7：モニタリング・監視データ生成・提供

人やその他の生物相及び環境媒体における化学物質の濃度及び潜在的ばく露源に関する包括的かつ利用しやすいモニタリングについて、データ・情報を作成するとともに各種モニタリング等の効率的な利用を図る。

化学物質環境実態調査（環境省）

- R5年度初期環境調査においては14物質(群)、詳細環境調査においては6物質(群)を、モニタリング調査においてはPOPs対象物質のうち総PCB等11物質(群)を調査対象として実施しており、これらの調査結果は「R6年度版化学物質と環境」として取りまとめ、公表している。また、R6年度初期環境調査においては10物質(群)、詳細環境調査においては4物質(群)を、モニタリング調査においてはPOPs対象物質のうち総PCB等11物質(群)を調査対象として実施している。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（環境省）

- H30年度から調査を実施しており、H30年度からR6年度の調査結果はパンフレットとして取りまとめて公表している。
- R5年度は108人、R6年度は118人を対象に調査を実施しており、H30年度からR6年度まで計606人を対象に調査を実施している。

エコチル調査（環境省）

- 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画をR5.3.30に改定し、当該基本計画にはエコチル調査の参加者（子ども）が40歳程度になるまで調査を継続するにあたり、参加者（子ども）が18歳に達するまでの調査体制及び基本方針が取りまとめられている。
- R8年4月現在、エコチル調査におけるこれまでの論文数は約600編であり、政策やガイドライン等に複数反映されている。

地方環境研究所等との共同研究の推進（環境省）

- 化学物質環境実態調査は、一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、地方自治体の協力を得て実施されてきた。その内容は多岐にわたっていることから、環境省ではこれまで、調査マニュアル等を作成し、調査方法等の統一を図ってきたところ。R3.3には化学物質環境実態調査実施の手引き（R2年度版）を公表しており、R2年度版では、統一的な実施方法に加え、これまでの調査で培った手法や実績を含めてさらに高い水準で確保することを目指すとともに、担当者が初めて化学物質環境実態調査の実施に携わる場合においても、支障なく業務が実施できる構成としている。
- R7年度における国立環境研究所における地方環境研究所等との共同研究については、Ⅰ型実施共同研究は7課題（7機関）、Ⅱ型実施共同研究は11課題（231機関）実施している。

ダイオキシン類に係るモニタリング（環境省）

- R8.3.24に令和6年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況を公表した。
- 大気基準適用施設、水質基準対象施設ともに、特定施設数は前年度から減少している。大気基準適用施設について、前年度と比較すると、立入検査件数、命令件数、指導件数は減少した。水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置される特定事業場）について、前年度と比較すると、立入検査件数、指導件数は減少し、命令件数は前年度と同じく0件であった。

水銀のモニタリング（環境省）

- 水俣条約に関する国際交渉や国内外の水銀対策の検討に資することを目的として、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）として沖縄県辺戸岬及び秋田県男鹿半島にて、大気中水銀濃度（バックグラウンド濃度）の調査を実施しており、毎年調査結果を公表している（辺戸岬2007から。男鹿半島2014から）。

取組状況② 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保に係る指標（1/2）



ウェブサイトやセミナー等による情報発信や更新の状況、モニタリングの実施状況

NITE-CHRIPIによる情報発信の状況

- 利用者等の要望や法規制の改正等を踏まえ、令和7年度は2件（「麻薬及び向精神薬取締法」及び「REACH制限物質」）の新規情報源を追加した。
- 特に令和7年度は、海外機関との連携を通じたNITE-CHRIPIのデータ拡充を実施（韓国、台湾、欧州と協力）した。
- 令和7年度は合計6回の更新作業を実施した。

J-CHECKによる情報発信の状況

- これまでJ-CHECKには国の既存化学物質安全性点検により得られた化学物質の試験結果について、要旨やフルレポートの一部等試験結果の概要を掲載してきたが、フルレポートを入手したいという利用者の要望が多いことから、R5年度から生態影響試験のフルレポート化を開始（試験件数ベース：令和7年度 496件）。さらに、令和7年度は分解度試験及び濃縮度試験についてのフルレポート化も開始（試験件数ベース：8件）。
- 令和7年度は合計7回の更新作業を実施した。

PRTRデータに関する情報提供の状況

- PRTR制度を広く一般の方に理解・活用されるよう、PRTRデータについて分かりやすく解説した「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を毎年作成している。令和5年度集計結果の解説を追加するなど内容を新たにしたガイドブックを、令和7年9月4日に発行している。

化学物質アドバイザーの派遣による支援の状況

- 化学物質アドバイザーの派遣については、地域ごとの対策の検討や実践を支援することを目的として、令和7年度にはPRTR制度についての講演会講師等として延べ22件の派遣を行うとともに、より多くの方にアドバイザーの活動を知ってもらい、活用してもらうため、環境省ウェブサイト上で情報更新等を行うなど、広報活動に取り組んだ。
- これまでに化学物質アドバイザーを派遣した回数は650回となっている。

化学物質ファクトシートによる情報発信の状況

- 令和5年3月には、令和3年10月に公布された化学物質排出把握管理促進法施行令の改正により見直されたPRTR対象物質に対応し、追加で196物質の情報を掲載し、令和5年8月には2012（平成24年）版からの継続物質に管理番号を掲載した。令和6年5月には、2012（平成24年）版で未作成だった継続物質に係る情報を追加し、全515物質を掲載した。そして、令和7年3月には2012（平成24年）版の継続物質のうち55物質について情報を更新し、さらに令和8年3月には追加で55物質の情報を更新した。

災害対応に関する情報提供の状況

- PRTRインフォメーション広場には、地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引きや、災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集が掲載されており、災害対応に関する情報提供を行っている。

取組状況② 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保に係る指標（2/2）



ウェブサイトやセミナー等による情報発信や更新の状況、モニタリングの実施状況

化学物質環境実態調査によるモニタリング実施の状況

- R5年度初期環境調査においては14物質(群)、詳細環境調査においては6物質(群)を、モニタリング調査においてはPOPs対象物質のうち総PCB等11物質(群)を調査対象として実施しており、これらの調査結果は「R6年度版化学物質と環境」として取りまとめ、公表している。
- R6年度初期環境調査においては10物質(群)、詳細環境調査においては4物質(群)を、モニタリング調査においてはPOPs対象物質のうち総PCB等11物質(群)を調査対象として実施している。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の実施の状況

- H30年度から調査を実施しており、H30年度からR6年度の調査結果はパンフレットとして取りまとめて公表している。
- R5年度は108人、R6年度は118人を対象に調査を実施しており、H30年度からR6年度まで計606人とを対象に調査を実施している。

エコチル調査の実施の状況

- こどもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画をR5.3.30に改定し、当該基本計画にはエコチル調査の参加者（子ども）が40歳程度になるまで調査を継続するにあたり、参加者（子ども）が18歳に達するまでの調査体制及び基本方針が取りまとめられている。
- R6.4に、「エコチル調査」成果紹介パンフレットや、『「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」に関する効果的な対話の実践に向けたデザインブック～企画・実践方法と事例～』第2.1版を発行している。
- 令和7年11月にはエコチル調査の意義の普及・啓発、成果の情報発信の場である第1回エコチル調査全国フォーラムを開催した。
- R8年4月現在、エコチル調査における発表論文数は約600編となり、政策やガイドライン等に複数反映されている。成果はホームページで公表しており、関係省庁への情報提供も行っている。

水銀のモニタリングの実施の状況

- 水俣条約に関する国際交渉や国内外の水銀対策の検討に資することを目的として、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）として沖縄県辺戸岬及び秋田県男鹿半島にて、大気中水銀濃度（バックグラウンド濃度）の調査を実施しており、毎年調査結果を公表している（辺戸岬2007から。男鹿半島2014から）。

取組状況③

懸念課題への対応

点検項目案（戦略的目的C関係）

	③懸念課題への対応
関係府省庁	厚生労働省、経済産業省、環境省
点検項目（案）	戦略的目的Cでは、懸念課題の特定、優先化、対応を順次進めていくことが掲げられ、附属書にそのための手順が定められた。次回の国際化学物質管理会議開催までの間は、SAICM で取り上げられてきた新規政策課題及びその他懸念課題に引き続き取り組むこととされており、これら国際的に取り上げられている事項について引き続き対応することを目標としており下記に対する取組を点検項目とする。 C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画、実施
参考とする指標（例）	PFAS等の課題に対する対応状況

	具体的な取組事項
C1	<全般> •SAICMにおける新規政策課題及びその他懸念課題への継続的な対応 •「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じた各主体が懸念している化学物質に関する課題の収集・分析、課題解決に貢献する取組の実施 <個別課題> •PFAS：環境モニタリングの強化、科学的知見の充実等 •化学物質の内分泌かく乱作用：試験法の開発、OECD における国際標準試験法の確立に貢献、有害な影響が懸念される物質の同定、関連評価体系での活用を念頭に置いた内分泌かく乱作用に関する評価方策の提案 •ナノマテリアル：環境リスクや新たな懸念物質群（アドバンスドマテリアル、微細なプラスチック、関連化学物質等）についての知見の充実 •環境中に存在する医薬品等（PPCPs）：複合影響評価の視点を含む環境リスク評価 •薬剤耐性（AMR）：環境中における抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査

C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画（1/2）

C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画、実施

懸念課題の特定、優先化、対応を順次進めていくことが掲げられており、これまでSAICMで取り上げられてきた新規政策課題及びその他懸念課題に引き続き取り組む。

PFASに係る検討と対応（環境省）

- R7.3に地域行政でのさらなるリスクコミュニケーション促進のためPFASに関するハンドブックを作成し、R7.12にPFASに係る法令の改正や新たな調査結果等の最新の状況を踏まえてハンドブックの更新をしている。
- 水道法に関連して、R8.4.1より、PFOS・PFOAについて水質管理目標設定項目から水道水質基準へ引き上げられた。PFOS等含有泡消火薬剤の代替に向けた取組については、環境省が、関係省庁・関係団体と協力しつつ進めている。引き続きPFOS等含有泡消火薬剤の代替を進める。

化学物質の内分泌かく乱作用に係る検討（環境省）

- R7.10.14に化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会を開催し、内分泌かく乱物質に係る文献情報に基づく影響評価（信頼性評価）や各種試験の実施結果の報告等を行った。
- R7.11.27に令和7年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する公開セミナーを開催した。

C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画（2/2）

ナノマテリアルに係る検討（環境省）

- R7.3に「ナノマテリアルの水生生物に対する影響等について（中間とりまとめ）」として、ナノマテリアルが水生生物に及ぼす影響について、検討委員会で得られた知見を取りまとめた。

PPCPsに係る検討（環境省）

- PPCPsの環境影響に関する調査事業や環境リスク初期評価において、影響に関する知見が不足する物質について生態毒性試験を実施し、その試験結果を公表している。また、環境中のPPCPsについては化学物質環境実態調査を通じて存在状況の把握に努めている。

薬剤耐性（AMR）に係る検討と対応（環境省）

- 薬剤耐性菌に関する水環境中などにおける存在状況及び健康影響等に関する基礎情報が不足していることから、これらの情報の収集を進めている。

取組状況③懸念課題への対応に係る指標

PFAS等の課題に対する対応状況

PFASに係る検討と対応の状況

- R7.3に地域行政でのさらなるリスクコミュニケーション促進のためPFASに関するハンドブックを作成し、R7.12にPFASに係る法令の改正や新たな調査結果等の最新の状況を踏まえてハンドブックの更新をしている。
- 水道法に関連して、R8.4.1より種類のPFリ、PFOS・PFOAについて水質管理目標設定項目から水道水質基準へ引き上げられた。また、PFOS・PFOA以外のPFASについては、2021年からPFHxSが、R7からその他7ASが要検討項目として位置づけられている。
- R7.9.29に、要調査項目にPFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DAが追加された。
- PFOS等含有泡消火薬剤の代替に向けた取組については、環境省が、関係省庁・関係団体と協力しつつ進めている。

ナノマテリアルに係る検討の状況

- R7.3に「ナノマテリアルの水生生物に対する影響等について（中間とりまとめ）」として、ナノマテリアルが水生生物に及ぼす影響について、検討委員会で得られた知見を取りまとめた

PPCPsに係る検討の状況

- PPCPsの環境影響に関する調査事業や環境リスク初期評価において、影響に関する知見が不足する物質について生態毒性試験を実施し、その試験結果を公表している。また、環境中のPPCPsについては化学物質環境実態調査を通じて存在状況の把握に努めている。

化学物質の内分泌かく乱作用に係る検討の状況

- R7.10.14に化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会を開催し、内分泌かく乱物質に係る文献情報に基づく影響評価（信頼性評価）や各種試験の実施結果の報告等を行った。
- R7.11.27に令和7年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する公開セミナーを開催した。

取組状況④

製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で
持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化

点検項目案（戦略的目的D関係）

	④製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化
関係府省庁	経済産業省、厚生労働省、国土交通省、消防庁、内閣府、農林水産省、国立研究開発法人国立環境研究所
点検項目（案）	戦略的目的Dでは、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策を整備することにより、人の健康と環境への利益を最大化し、リスクを予防するか最小化することを目標としており、下記に対する取組を点検項目とする。 D2：より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策 D4：研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先 D5：より安全で持続可能な農業慣行の支援 D6：持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等 D7：労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施
参考とする指標（例）	各施策の施行状況、グリーン調達の状況 等

	具体的な取組事項
D2	- ライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向けた不断の検討、・ESG投資に資する評価指標の設定等、・企業がよりよい方向性を目指す仕組みの検討 - 環境配慮設計の促進、環境に配慮した化学物質への代替促進等、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定め、当該方針に基づく調達を推進
D4	有害廃棄物や使用済み製品の適正管理・処理技術の高度化、化学物質管理技術の高度化や、リスク評価スキームの構築に関する研究プログラムの実施
D5	「みどりの食料システム戦略」で、化学肥料・農薬の使用低減等の14のKPIを設定、 - 環境負荷低減に取り組む生産者や関連技術の普及拡大等を図る事業者を後押し - 農水省補助事業等に対して、最低限の環境負荷低減の取組の実践を要件化、・環境負荷低減の取組の「見える化」を推進
D6	- 第六次環境基本計画に基づく化学物質管理、・重点施策における我が国の懸念課題の特定と施策整理 - リサイクル原料に混入する有害物質対策としての上流側と連携した施策の検討 - ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じた化学物質情報の入手を進める取組
D7	- 事業者自らによるリスク評価や措置の実施等の自律的管理への方向転換と、そのための化学物質管理者制度の導入 - 職場における新たな化学物質管理施策のための関連制度や基準の整備

D2：より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策

D2：より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策

化学物質の製造から使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた人の健康及び環境のリスクの最小化に向け不断の検討を進める。

ESG投資等の促進の取組（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- R7.7.22に公表された化審法3省合同審議会※報告書「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」（以下、「3省合同審議会報告書」という。）において、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブが挙げられており、サステナビリティ情報開示に係る国内外の動向などを踏まえて、企業の取組の後押しとなる施策を進めることや、「より安全な代替の開発」というGFCの考え方に基づく化学物質の開発を促進するような制度的なインセンティブを検討することについて指摘されている。

※厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会

製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質管理の取組（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- R7.10.27に合同会議※を開催し、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針案（骨子）について議論した。
- 化審法3省合同審議会※でとりまとめた「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」（令和7年7月22日公表）において、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、「循環経済への対応（プラスチック再生材）」が挙げられており、その中で、「製造・輸入されたプラスチック再生材に不純物として含まれている第一種特定化学物質のうち、国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示しているものについては、閾値（基準値）を設定し、適切な管理を実施してはどうか。また、現在管理上限値がないものについても、欧州POPs規則などの情報を参考に、閾値（基準値）を検討してはどうか。」という考えが示された。これをうけ、中鎖塩素化パラフィン（以下「MCCP」という。）を選定し、NITEが過去の評価事例を活用したリスクの確認を行った上で、不純物として含まれるMCCPの基準値を設定し、R8.7.24に開催された3省合同審議会において報告がなされた。経済産業省では、化学物質審査規制法の新規化学物質審査のうち高分子化合物の場合の評価方法（高分子フロースキーム）について、NITEがこれまでの約1,500物質の過去の試験データを解析するなど、これまでの審査の知見を活用し、従来の試験が省略できる場合を明確化し、より簡易な方法（構造及び物性等による評価）で評価できる手法を新たに構築し、令和8年6月から新規化学物質審査制度に導入している。本評価手法により、高分子化合物の評価における更なる合理化が図られることが期待されている。

グリーン調達（環境省）

- R6年度における国及び独立行政法人等の機関の特定調達物品等の調達実績において、公共工事分野の品目を除く217品目中171品目（78.8%）で、判断の基準を満たす物品等が95%以上の高い割合で調達されている。

D4：研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先



D4：研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先

研究・革新プログラムにおいて、消費生活用品を含む製品や混合物中に含有される有害物質に対する持続可能な解決策と、より安全な代替物質を優先する。

環境研究総合推進費の推進（環境省）

- 環境研究総合推進費の安全確保領域では、重点課題として「化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進」、「大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明」、「水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明」を設定しており、43件の研究課題が実施中である。

物質フロー革新研究プログラム（環境省）

- 国立環境研究所では、物質フロー革新研究プログラムにおいて、資源の持続的利用に向けた物質フローのライフサイクル全体を通じた評価と改善に係る研究に取り組んできた。3つのプロジェクトで目標とした「生産者および消費者の科学的目標に基づく物質フロー管理の始動」、「新たな物質循環の実現と両立する調和的な物質循環・化学物質管理政策への貢献」、「脱炭素社会に適した廃棄物処理処分システムの体系化」に対して、脱炭素社会に導く物質フローとストックの転換目標を示し、循環利用の阻害となりうる化学物質・環境汚染物の同定と阻害の回避方策の分析事例と共通的な考え方を整理するとともに、脱炭素社会に適した廃棄物処理処分システムの実現に資する技術的基盤を体系的に構築した。これらを通じて、物質フロー革新の礎となる科学的知見を社会に還元して「物質フローの長期的革新戦略を持つ」という潮流の起点を作ったと総括している。

包括環境リスク研究プログラム（環境省）

- 国立環境研究所では、R3年度から包括環境リスク研究プログラムを開始し、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究に取り組んできた。この研究プログラムでは、人間活動に起因する化学物質の大部分を評価・管理するため、対象物質を製造・使用されている全懸念化学物質に広げることを目指すとともに、脆弱な集団や生活史の考慮、包括的計測・数理モデル群の高度化等を実施した。これらにより、これまで定量化が困難であったPFASやプラスチック（および添加剤）等の環境計測や影響評価等の手法を開発するとともに、全懸念化学物質をヒトおよび生態影響の両方の観点から包括的リスクを定量・可視化する手法を提案し、国連GFCなどで実施されている高レベル指標の開発やISP-CWPの設立などに貢献した。

D5：より安全で持続可能な農業慣行の支援

D5：より安全で持続可能な農業慣行の支援

法令間の連携や調整を強化することで、ライフサイクル全体での包括的な管理の確実な実施を進める。

みどりの食料システム戦略に係る取組（農林水産省）

- R4.6にみどりの食料システム戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として新たにKPI2030年目標を決定した。また、R7.12にみどりの食料システム戦略KPI実績値をウェブサイト公表した。
- みどり戦略においては、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指し、農林水産省の補助事業等について、環境負荷低減メニューの充実と併せて、各事業の実施要件に加え、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」の充実を図ることとされた。
- 全ての補助事業等において、チェックシート方式により、事業を活用した者が最低限行うべき環境負荷低減の取組を行っているか確認する「環境配慮のチェック・要件化」（愛称「みどりチェック」という。）を導入することとし、令和9年度からの本格実施を目標に、令和6年度から試行実施している。
- 「（通知）補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について（R7.12.26）」をR8.1.9に掲載し、R8.1.21には「チェックシート例（業種別）」を更新した。また、R8.5.2に「農林水産省の全補助事業等に対する環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の導入について（令和8年5月）」を更新しており、R8.1.22に「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）チェックシート解説書をVer.3.0へ更新している。
- 農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視化するため、農産物の生産段階における温室効果ガス排出量・吸収量を簡易に算定できる「農産物の温室効果ガス簡易算定シート」を作成した。また、算定結果に基づき、地域の慣行栽培と比べた温室効果ガスの削減貢献の度合いを星の数で表示する「見える化」の取組を推進している。算定の対象は米や野菜を始めとする24品目で、畜産物（牛肉、生乳）を対象品目に追加するため、評価手法の検討や算定実証を行っている。また、米については、生物多様性保全の取組についても、その取組数に応じて評価し、温室効果ガス削減への貢献と合わせて表示することが可能である。R6.3に新たなラベルデザインでガイドラインに則った運用を開始し、同年6月にはラベルの愛称を「みえるらべる」に決定した。また、インバウンドへの対応や輸出展開を見据え、英語版のラベルを作成し、R7.3にラベルの愛称を「ChoiSTAR チョイスター」に決定した。
- みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況は、R8.3時点で認定者数（経営体数）が合計36,380となっている。

D6：持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等

D7：労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施



D6：持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等

持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略を策定し、実施する。管理戦略においては懸念物質を特定し、バリューチェーンにおける影響を低減するとともに、ケミカルフットプリントアプローチ等の措置を検討する。

持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略の策定（環境省）

- 第六次環境基本計画はR6.5.21に閣議決定された。化学物質管理に係る変遷と課題をまとめつつ、重点的施策等が記載されている。第五次環境基本計画までは、H18に合意されたSAICMに沿って、国際的な視点に立った化学物質管理に取り組んできたところ、今後は我が国の化学物質管理政策を、GFCで合意された5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、整理して推進していくことが記載された。

第五次循環型社会形成推進基本計画の点検（環境省）

- R7.10.30に第62回循環型社会部会が開催されており、第五次循環型社会形成推進基本計画の点検における重点点検分野である「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」について議論されている。
- 当該分野においては、素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況（入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量）、バイオマスプラスチックの導入量、リユース市場規模、認定長期優良住宅のストック数という4つの指標を設定しており、施策の進捗に関する説明、関係者からのヒアリングを実施するとともに、各分野に関する指標を提示した上で、検討を行うこととしている。

D7：労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施

効果的な労働安全衛生の慣行と環境保護措置を確保するための措置を実施する。

労働安全衛生法（厚生労働省）

- 国が特定の化学物質ごとに個別具体的に規制する方法から、危険・有害な物質について事業者等が自律的に管理する規制へ見直すため、令和4年2月及び5月に労働安全衛生関係法令の改正を行い、令和6年4月に全面施行された。

取組状況④ 製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化に係る指標



各施策の施行状況、グリーン調達状況

ESG投資等の促進の取組の状況

- 化学物質審査規制法の見直しにおいて、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブが挙げられており、サステナビリティ情報開示に係る国内外の動向などを踏まえて、企業の取組の後押しとなる施策を進めることや、「より安全な代替の開発」というGFCの考え方に基づく化学物質の開発を促進するような制度的なインセンティブを検討することについて指摘されている。

製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質管理の取組の状況

- R7.10.27に合同会議※を開催し、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針案（骨子）について議論した。
※第1回 中央環境審議会循環型社会部会 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会 環境配慮設計推進ワーキンググループ / 第2回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 設計認定基準ワーキンググループの合同会議
- 化審法3省合同審議会でとりまとめた「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」（令和7年7月22日公表）において、現行制度の効率化・高度化に関する主な検討課題として、循環経済への対応（プラスチック再生材）」が挙げられており、その中で、「製造・輸入されたプラスチック再生材に不純物として含まれている第一種特定化学物質のうち、国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示しているものについては、閾値（基準値）を設定し、適切な管理を実施してはどうか。また、現在管理上限値がないものについても、欧州POPs規則などの情報を参考に、閾値（基準値）を検討してはどうか。」という考えが示された。これをうけ、中鎖塩素化パラフィン（以下「MCCP」という。）を選定し、NITEが過去の評価事例を活用したリスクの確認を行った上で、不純物として含まれるMCCPの基準値を設定し、R8.7.24に開催された3省合同審議会において報告がなされた。

グリーン調達の実施状況

- R6年度における国及び独立行政法人等の機関の特定調達物品等の調達実績において、公共工事分野の品目を除く217品目中171品目（78.8%）で、判断の基準を満たす物品等が95%以上の高い割合で調達されている。

環境研究総合推進費の推進の実施状況

- 環境研究総合推進費の安全確保領域では、重点課題として「化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進」、「大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明」、「水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明」を設定しており、43件の研究課題が実施中である。

第五次循環型社会形成推進基本計画の点検の状況

- R7.10.30に第62回循環型社会部会が開催されており、第五次循環型社会形成推進基本計画の点検における重点点検分野である「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」について議論されている。
- 当該分野においては、素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況（入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量）、バイオマスプラスチックの導入量、リユース市場規模、認定長期優良住宅のストック数という4つの指標を設定しており、施策の進捗に関する説明、関係者からのヒアリングを実施するとともに、各分野に関する指標を提示した上で、検討を行うこととしている。

取組状況⑤
効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、
キャパシティビルディング及び関連する
意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化

点検項目案（戦略的目的E関係）



⑤効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化	
関係府省庁	経済産業省、厚生労働省、財務省、農林水産省、独立行政法人国際協力機構（JICA）
点検項目（案）	戦略的目的Eでは、化学物質管理に関連するすべての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施を強化するため、国の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化し、適正管理に必要な資金の特定・動員、資金ギャップの特定、キャパシティビルディングの促進、適正管理に関する費用を内部化することを目標としており、下記に対する取組を点検項目とする。 E1：化学物質・廃棄物管理の主流化 E3：資金の特定と動員 E5：適正管理コストの内部化 E2：部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークの強化 E4：資金ギャップの特定・検討 E6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果
参考とする指標（例）	セミナーや会議の開催状況、廃棄物処理施設への交付や支援の状況、一般廃棄物のリサイクル率 等

具体的な取組事項	
E1	・ 関連する国の各種計画等における、化学物質と廃棄物の適正管理の主流化（パンフレット、セミナー等によるGFCについての啓発・教育；B5にも関連）
E2	・ 各種計画等におけるパートナーシップやネットワークの強化、・ 様々な主体の参加の場等を設けるとともに、ネットワークを構築 ・ 人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力向上に向けた取組支援 ・ 化学物質国際対応ネットワークにより、民間企業等と官民ネットワークを構築
E3	・ 国内：廃棄物処理施設等整備への市町村交付金、不法投棄支障除去事業への支援 ・ 多国間：BRS条約における相互協力・連携、関連モニタリングネットワーク・パートナーシップ ・ 二国間：JICAによる化学物質の適正管理に関するプロジェクトや、環境省・経産省による東南アジア諸国との二国間協力等
E5	・ 「排出者責任」と「拡大生産者責任」を関連施策に取り入れることで、廃棄物の適正管理にかかるコストを内部化するための取組を実施
E6	・ 他の主要な環境政策（気候変動、生物多様性等）や保健政策、労働政策との間の相乗効果を活かした取組を検討。 ・ 意識啓発と管理活動の定着を図る化学物質管理強調月間を2024年4月に創設し、毎年2月に実施

E1：化学物質・廃棄物管理の主流化、E2：部門間及び主体間のパートナーシップとネットワーク



E1：化学物質・廃棄物管理の主流化

化学物質管理に関連する政府の策定する各種計画等においてGFCに基づく化学物質と廃棄物の適正な管理の主流化を図る。

化学物質と環境に関する政策対話におけるGFCの取組（環境省）

- 政策対話においてはR6.2及びR6.11にGFCをテーマにした会合を実施し、様々な分野の主体からの出席者による化学物質管理に関する取組事例を収集した。これらの収集した情報に基づき、GFCターゲット毎に各主体による国内実施への貢献として、集約しGFC国内実施計画付属書Aを作成し、R7.4に公開している。

E2：部門間及び主体間のパートナーシップとネットワーク

化学物質管理に関連するすべての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施を強化するため、政府の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化する。

化学物質と環境に関する政策対話による主体間連携の推進（環境省）

- 政策対話を開催し、第20回以降GFCに関連したテーマについて主体間連携を推進するための、意見交換を行うとともに、各部門のパートナーシップ推進の取組についても付属書Aに記載している。

化学物質国際対応ネットワークによる官民ネットワークの構築（環境省）

- 環境省が設置した「化学物質国際対応ネットワーク」により、民間企業等と官民ネットワーク構築を図り、諸外国の化学物質法規制に関する理解促進と制度調和化のための情報提供、情報・意見交換等を実施している。

E3：資金の特定と動員（1/4）

E3：資金の特定と動員

化学物質と廃棄物の適正管理のために、目的に沿って公的資金・民間資金を問わず必要な資金を動員する。

一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金（環境省）

- 一般廃棄物処理に関しては、循環型社会形成の推進に加え、災害時における廃棄物処理システムの強じん化、地球温暖化対策の強化という観点から、循環型社会形成推進交付金等により、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援を実施した。

産業廃棄物適正処理推進センター基金（環境省）

- 産業廃棄物適正処理推進センター基金について、R6年度は茨城県の混合廃棄物の不適正処理事案に対して284,899千円、R7年度は鹿児島県の混合廃棄物の不適正処理事案に対して11,799千円の支援を行った。

バーゼル条約・ストックホルム条約・ロッテルダム条約の履行（外務省、農林水産省、経済産業省、環境省）

- スtockホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約の締約国会議は、有害な化学物質及び廃棄物を規制し、これらが環境及び人の健康に与える影響を防ぐという共通の目的を有しており、相互に連携した取組を実施している。3条約の更なる連携を促進し、効果的にその目的を達成していくため、令和7年4月28日～5月9日にかけて、3条約の締約国会議が連続して開催された。

東アジアPOPsモニタリングプロジェクト（環境省）

- 第16回東アジアPOPsモニタリングワークショップがR7.11.18～20に東京都内で開催された。ワークショップにおいてはストックホルム条約の有効性評価の進捗状況、東アジアPOPsモニタリングの分析結果及び状況報告、今後のモニタリング計画、将来的な東アジアPOPsモニタリングプロジェクトの枠組について話し合われた。

アジア太平洋水銀モニタリングネットワーク（APMMN）（環境省）

- 第13回APMMNがR6.9.3～6の4日間にかけて台湾にて開催された。

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）（環境省）

- 第26回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）がR7.9.27～28に中国・煙台市にて開催された。
- 会合では、気候変動、生物多様性、プラスチック汚染など今後の環境協力について意見交換を行い、新たな「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」（2026-2030年）及び共同コミュニケが採択された。

UNEP水銀パートナーシップ（環境省）

- UNEP水銀パートナーシップは、8つの分野で活動しており、我が国は廃棄物管理（Mercury Waste Management）分野のリードパートナーを務めている。
- 廃棄物管理に関する技術・サービスの情報カタログとして、「Catalogue of Technologies and Services on Mercury Waste Management」をR6に更新している。

フルオロカーボン・イニシアティブ（IFL）（環境省）

- R6.7.7にモントリオールで第46回モントリオール議定書締約国公開作業部会（OEWG46）前日イベントとして、規制物質の各国の在庫リスト作成及びこれらの物質の管理に関する国家計画について理解を深めることを目的に、バンクインベントリ・ワークショップが開催された。
- わが国からは、インベントリ作成、戦略策定に関する経験について紹介し、フロン類の残存量削減に向けた段階的改善のための法律・計画・政策手段を整備した実績が、フロン類残存量管理における最良の事例のひとつとして高く評価された。

日ASEAN農林大臣会合（農林水産省）

- R7.10.2にフィリピンにて第2回日ASEAN農林大臣会合が開催され、「日ASEANみどり協カプラン」が改定された。
- 改定版の「日ASEANみどり協カプラン」はこれまでの取組に加え、同年策定されたASEAN食料・農林業分野別計画2026-2030に沿いつつ、日本の技術や経験の貢献が期待できる新規プロジェクトを追加し、今後、それらのプロジェクトを推進することとしている。

電気・電子機器廃棄物（e-waste）への対応（環境省）

- R4.6に有害廃棄物等の輸出入等に関するバーゼル条約の附属書の一部が改正され、非有害な電気・電子機器廃棄物（e-waste）を新たに規制対象に追加することが決定した。本改正により、有害・非有害にかかわらず、すべてのe-wasteが条約の規制対象となった。本改正はR7.1.1から発効となっている。
- R7.9に行われた日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において「e-waste、ELV及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に合意し、e-wasteに加え、バッテリーを含む使用済自動車（ELV）に対象を拡大した。

アフリカのきれいな街プラットフォーム（環境省）

- 環境省は独立行政法人国際協力機構（JICA）、横浜市、国連環境計画（UNEP）及び国連人間居住計画（UN-HABITAT）とともに、横浜で行われた第9回アフリカ開発会議（TICAD9）のパートナー事業として、R7.8.20～21に、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」第4回全体会合を開催した。
- 2日間の会合を通じて、福岡方式を含む廃棄物管理の技術、ガバナンス、情報、資金動員等の重要性や適切な廃棄物管理のあり方について、意見交換をした。

JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）（環境省）

- 廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防止等の環境対策の推進により、健全な環境を実現し途上国の人々の健康と生活環境の保全を実現できる持続可能な社会の構築に貢献。
- JCCIの実現イメージを関係者で共有することを目的として、2022年よりJCCI国際セミナーを毎年1回開催し、様々な関係者を招き、各国・地域でのJICAの活動事例・経験を共有するとともに、日本が持つDX/イノベーション等を活用した先進技術を広く世界に発信している。
- JCCI国際セミナー2025がR7.2.5（セミナー開催日）、R7.1.27～2.7（オンライン出展開催日）の日程で開催された。

化学物質、廃棄物及び汚染分野に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）（環境省）

- R7.6に化学物質・廃棄物・汚染分野の新たな政府間科学・政策パネルとして、ISP-CWPが設立された。
- R7.7には第4回環境化学物質合同大会特別企画シンポジウム「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）の設立と今後について」が開催され、ISP-CWPが今後取り組むべき課題や、科学者としてのパネルへの期待及び国内外でパネルを推進し、さらに国内の科学者がパネルに積極的に関与するための具体的な方策等について講演・議論がなされた。

東南アジア地域における技術協力プロジェクトの実施（経済産業省、環境省）

- JICAによる化学物質の適正管理に関連するプロジェクトとして、インドネシア共和国にて水銀管理能力強化プロジェクトを実施している。
- 本事業は、水銀管理にかかる法律及び規則の制定・実施能力の強化、水銀排出インベントリー・マテリアルフローの作成、モニタリング結果に基づく解析・リスク評価等を行うことにより、環境林業省の水銀管理政策の策定・実施及びモニタリング能力の強化を図り、もってインドネシア国全体の水銀管理政策の策定・実施能力の強化に寄与するものである。R5.7～R8.7（計36カ月）を予定している。
- NITEにおいては、AJCSDを的確に運用し、ASEAN各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供することとしており、令和7年度は合計6回のデータ更新を行った。ASEAN各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、粘り強くフォローを継続中。また、運用から10年経つところ見直しに向けた検討を開始する予定。
- R7.12にOECDと共催し、カンボジアにおいてPRTR制度導入支援のための会合（National PRTR Consultation for Cambodia）を開催した。また、同会合に引き続き、カンボジア、インドネシア及びラオスの3か国を対象とした地域ワークショップ（Regional Workshop on PRTRs）を実施した。我が国の専門家を招聘し、PRTR制度の構築・運用に係る能力強化を推進した。

E5：適正管理コストの内部化

E5：適正管理コストの内部化

化学物質と廃棄物の適正管理に係るコストを、様々なアプローチを通じて内部化するための政策を導入するための措置を講じる。

廃棄物処理法における電子マニフェストを活用した排出者責任に係る取組（環境省）

- 循環型社会形成推進基本法において、事業者・国民の「排出者責任」を明確化するとともに、生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立している。
- 第五次循環型社会形成推進基本計画は、R6.8.2に閣議決定され、排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理・3Rの推進や拡大生産者責任に基づく環境配慮設計などの事業者による取組をはじめとして、各主体が循環型社会の形成に向けた取組を進めてきたことが記載されている。
- また、R7.4.22に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布された。この改正により電子マニフェスト等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定が改正され、電子マニフェストに係る最終処分終了報告時における報告事項の追加、委託契約書に含まれるべき事項の追加がなされた。
- これに伴い、R7.12.22に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」が発出されている。これを受けて、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（H25.6）を改訂し、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（R7.12）を公表している。

プラスチック資源循環促進法による資源循環の取組（環境省）

- R4.4に施行した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品のライフサイクル全般において、環境配慮設計の製品の製造・販売、使い捨てプラスチック使用製品の使用の合理化、市町村による分別収集・再商品化、製造事業者等による自主回収・再資源化、排出事業者による排出抑制・再資源化等といった、あらゆる主体による資源循環の取組を促進するための措置を講じている。
- また、市区町村のプラスチックの分別収集・再商品化に要する経費について、普通・特別交付税措置を講じているほか、事業者・自治体のプラスチック資源循環に資する取組や、事業者等による化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換及びプラスチックのリサイクルに関する技術的な課題解決や廃プラスチックのリサイクル設備の導入を支援する事業を実施している。

E6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果



E6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果

GFC国内実施計画への位置付けを含めて化学物質と廃棄物の健全な管理の主流化に取り組むとともに、気候変動対策、生物多様性保全といった他の主要な環境政策や保健政策、労働政策との間の相乗効果を活かした取組を検討していく。

化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会（環境省）

- 化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、環境省は国際潮流やGFC国内実施計画※1などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver1.0」を2026年3月に策定。今後取り組むべきと考える6つの対応オプションを示した。
- 同アクションプランに基づき、事業者の自主的取組や、地域での連携の促進・実装、優良事例の横展開に向けた支援等を行う。

化学物質管理強調月間（厚生労働省）※B5再掲

- 化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、R7.2から毎年2月に化学物質管理強調月間を実施している。
- R8.1.29(大阪)、R8.2.20(東京)にR7年度リスクコミュニケーション「化学物質の自律的管理を学ぼうセミナー～外食・宿泊産業等第三次産業で扱う化学物質及び事故防止を考える～」(セミナー・ワークショップ)を開催した。

取組状況⑤ 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化に係る指標



セミナーや会議の開催状況、廃棄物処理施設への交付や支援の状況

化学物質と環境に関する政策対話におけるGFCの取組の状況

- 政策対話においてはR6.2及びR6.11にGFCをテーマにした会合を実施し、様々な分野の主体からの出席者による化学物質管理に関する取組事例を収集した。これらの収集した情報に基づき、GFCターゲット毎に各主体による国内実施への貢献として、集約しGFC国内実施計画付属書Aを作成し、R7.4に公開している。

一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金による支援の状況

- 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため支援が不可欠である。一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金は、R6年度予算額49,518百万円、R6年度補正予算額100,648百万円、R7年度予算額52,636百万円となっている。

産業廃棄物適正処理推進センター基金による支援の状況

- 産業廃棄物適正処理推進センター基金について、R5年度は低濃度PCB汚染物事案にかかる栃木県の代執行費用に対し130,707千円、R6年度は混合廃棄物事案にかかる茨城県の代執行費用に対し処理施設に対して284,899千円の支援を行った。

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）に係る取組の状況

- 第26回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）がR7.9.27～28に中国・煙台市にて開催された。
- 会合では、気候変動、生物多様性、プラスチック汚染など今後の環境協力について意見交換を行い、新たな「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」（2026-2030年）及び共同コミュニケが採択された。

電気・電子機器廃棄物（e-waste）への対応の状況

- R4.6に有害廃棄物等の輸出入等に関するバーゼル条約の附属書の一部が改正され、非有害な電気・電子機器廃棄物（e-waste）を新たに規制対象に追加することが決定した。本改正により、有害・非有害にかかわらず、すべてのe-wasteが条約の規制対象となった。本改正はR7.1.1から発効となっている。
- R7.9に行われた日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において「e-waste、ELV及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に合意し、e-wasteに加え、バッテリーを含む使用済自動車（ELV）に対象を拡大した。

廃棄物処理法における電子マニフェストを活用した排出者責任に係る取組の状況

- R7.4.22に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布された。この改正により電子マニフェスト等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定が改正され、電子マニフェストに係る最終処分終了報告時における報告事項の追加、委託契約書に含まれるべき事項の追加がなされた。
- これに伴い、R7.12.22に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」が発出されている。これを受けて、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（H25.6）を改訂し、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（R7.12）を公表している。

化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会に係る取組の状況

- 化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、環境省は国際潮流やGFC国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver1.0」を2026年3月に策定。今後取り組むべきと考える6つの対応オプションを示した。
- 同アクションプランに基づき、事業者の自主的取組や、地域での連携の促進・実装、優良事例の横展開に向けた支援等を行う。

Ⅲ. 取組状況を踏まえた今後の主な課題、今後の取組の方向性

取組状況を踏まえた今後の主な課題、今後の取組の方向性

GFCにおける5つの戦略的目的の達成という観点に着目した上で、GFC国内実施計画中に記載された取組を点検項目として設定し、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理。



- ・各戦略的目的に対応した各種施策は着実に進展していることが確認された。
- ・GFC国内実施計画等に基づき、多様な分野における多様な主体の参画と横断的な連携の下、ライフサイクルを通じた包括的な化学物質対策を一層進展させていくことが求められる。

●GFCのビジョン、戦略的目的、ターゲットの進捗を把握するための指標の策定やGFCにおける懸念課題の特定についての議論等が予定され、ISP-CWPについても、令和8年2月に第一回総会が開催されるなど今後活動の本格化が見込まれており、このような国際的な化学物質管理の議論の進展に合わせて引き続き国内においても必要な対応を実施

●GFCの理念である多様な分野における多主体協働をより一層進展させるため、化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進、災害・事故に伴う化学物質漏洩事案等への備えやリスクコミュニケーション等、化学物質と環境に関する政策対話で取り上げられた主体間連携に向けた課題等に関し、化学物質アドバイザーの更なる活用や、地方公共団体との緊密な連携体制構築、地域協働取組の推進、事業者の自主的取組の更なる促進等を通じて取組を発展

●ISP-CWPの立ち上げに関連しては、国内における科学と政策のインターフェイスの強化についても推進すべく、官学連携基盤の確立・強化や、国立環境研究所において今後重点的に取り組む計画である環境分野におけるレギュラトリーサイエンス研究の推進と化学物質管理施策との接続等に取り組んでいく必要

●最新の科学的知見の適時適切な化学物質管理施策への反映

●多主体協働の進展による相乗効果（シナジー）の導出等、我が国の化学物質管理の更なる発展

化学物質管理に係るウェルビーイングの検討

汚染への対応

「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、我が国の環境行政の普遍の原点として進めていくことが重要。

指摘・課題

- 化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスク
- 人の健康、ウェルビーイングへのリスクとして引き続き対応が必要

第六次環境基本計画

「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位目標に掲げたことを踏まえ、今後の点検・モニタリングにおいては、その最上位目標の進捗把握に力点を置いて実施していく予定

我が国における化学物質管理施策

国際的潮流を踏まえつつ、国民のウェルビーイング／高い生活の質の実現に対してどのような貢献が可能かという観点から整理し、計画の最上位目標に沿った評価軸を構築していくことが求められる。

令和 9 年度に予定されている点検・モニタリングの実施に向けた検討

- 我が国の化学物質管理施策を「ウェルビーイング／高い生活の質の実現」という観点から整理
- 適切な評価手法や指標の開発、
- 他の環境政策との相乗効果（シナジー）の創出 等

SDGs, GFC, UNEP, WHO 等の
国外の潮流

全体の点検の中での
ウェルビーイングに係る検討

計画の最上位目標と整合を図ることで、

化学物質管理の質を一層高めつつ、他の環境政策との相乗効果（シナジー）を発揮させていくことが期待される

今後の点検に係るスケジュール

点検・モニタリングの枠組み 個別部会と総合政策部会の関係について（案）

点検・モニタリング
（1周目）

点検・モニタリング
（2周目）

個別部会

R7

①所掌する計画等を中心に点検・モニタリングを実施

循環型社会部会 (循環型社会形成推進基本計画)	水環境・土壌農薬部会 (水循環基本計画)
環境保健部会 (化学物質対策)	自然環境部会 (自然環境保全)
地球環境部会 (地球温暖化対策計画)	動物愛護部会 (動物愛護及び管理)
大気・騒音振動部会 (大気環境・自動車対策)	

点検結果を報告

総政部会の委員からの意見をフィードバック

②総政部会の委員からの意見を踏まえて、点検・モニタリング（1周目）の見直し

R9

③上記②に加えて「社会」「経済」も含めた統合的向上の視点で点検・モニタリング（2周目）を実施

循環型社会部会	水環境・土壌農薬部会
環境保健部会	自然環境部会
地球環境部会	動物愛護部会
大気・騒音振動部会	

点検結果を報告

総政部会（総合政策部会）

R7

①我が国のウェルビーイングと重点戦略を点検・モニタリング

②個別部会での点検結果の取りまとめ

R8

③総政部会で上記①②の結果を中間報告

R8

④我が国のウェルビーイングと重点戦略を点検・モニタリング

R9

⑤個別部会での点検結果の取りまとめ

R10

⑥総政部会で上記④⑤の結果を最終報告

R10

本点検

今後のスケジュール（案）

■ 令和 8 年 8 月 27 日（本日）

- ・第 56 回 中央環境審議会環境保健部会

■ 令和 8 年 秋 頃

- ・中央環境審議会総合政策部会へ報告

■ 令和 9 年 1 月～2 月 頃

- ・第 57 回 中央環境審議会環境保健部会
（主な審議事項（予定））
 - ・第六次環境基本計画（環境保健対策）の点検の進め方について（案）

■ 令和 1 0 年 を 予 定

- ・第 58 回 中央環境審議会環境保健部会
（主な審議事項（予定））
 - ・点検結果を踏まえた点検報告書（環境保健対策）案の審議
- ・中央環境審議会総合政策部会へ報告

